

《第27回口頭弁論報告集会用》

令和6年1月17日

原告 井戸川克隆

第1 ご報告

1. 大きな動きとして、11月29日、一昨年以來予定していた、裁判所による現地進行協議を実施しました。参加予定の東京地裁裁判官一行と、原告と原告側の訴訟代理人及び被告ら訴訟代理人総勢37人が、双葉町内の姿を確認してきました。被告東電は、20ミリシーベルトで避難解除されて作られた施設を案内して、復興したと説明していました。これに対して原告は、線量計がうなりを上げる場所の、郡山公民館、海岸の所有地、荒廃が進み瓦解寸前の自宅、旧役場内の混乱状況、放射能汚染をヘルスケアふたばで警報音を発する現場を確認していただきました。後日、準備書面にまとめて提出予定です。
2. 前回口頭弁論の後について、古川弁護士は準備書面を2つ用意しましたが、原告に関する記述が少ないので、陳述書を多く扱うよう求めましたが、要求に応えられませんでしたので、今日の口頭弁論には使いませんでした。

第2 原告の主張—みんな騙されている

原発事故の主因は、東京電力が津波対策を行わなかったために、壊れたの

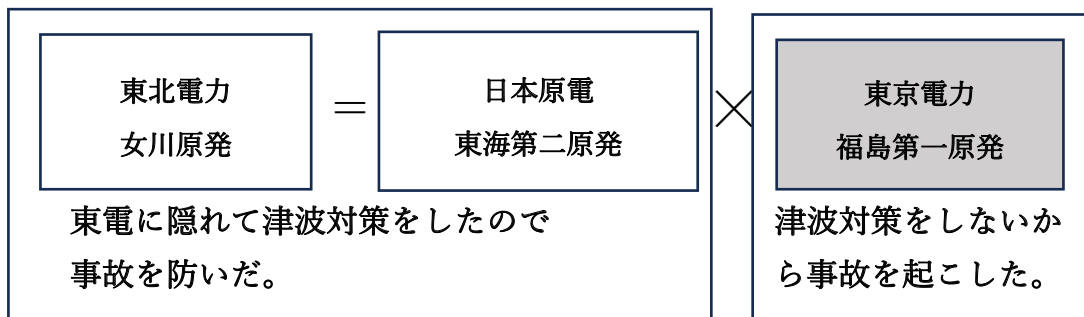
であって、決して想定外ではありません。

これを、報じないのは日本に真のマスメディアが存在しないから、国民・被災者が想定外というウソを思いこまされています。

以下の図のように、東北電力と日本原電は、東電に隠れて津波対策を実施していたので津波を回避できたことを、しっかりと知っておかなければなりません。

原告（双葉町）及び発電所周辺の浪江町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町の町長と職員が「長期評価」と「貞観津波」の認識が少なかったのと、東電の何があっても原発を「止める」、核燃料を「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」という、ウソを流布する被告東電と被告国に、完全に騙されてしまった結果が、事故につながってしまった人災です。

したがって、被告東電らがいう「想定外」という言葉は、自分の責任回避のための言い逃れなので、信じてはいけません。



現在も「許せない騙し」は続いているのです。

(1) 事故の大きさを騙している

- ・ レベル7かける4つの発電所 = 28の規模で、世界最大の事故
- ・ 放出された放射性物質も世界最大で、今も収まっていない
- ・ 東電と政府のウソも人類史上最大で最悪である
- ・ 事故前の出来事と事故後の出来事の比較をさせない被告らと地方自治体
- ・ 偽装によって、国民が「思い込みの世界」に引きずり込まれて、真実を追求する目を閉ざされた事件でもある。
- ・ 国家という「巢（原発利権）」に巣くう悪党どもが、国民の目と耳を塞ぎ、言葉を奪い、「自助」という呪文で働きアリに従えて、全ての責任を国民に転嫁している様を、「法（司法行政）」は、「巢」にこもり、「津波対策をしても事故は防げなかった」と空論を作文を語る始末である。
- ・ しかれば、貞観津波及び長期評価に基づいて、津波対策を実施した、女川原発と東海第二原発は津波被害を回避したではないか。これを語らず、原告敗訴とした裁判官は、「正法（正道）への背任」です。

(2) 特筆として、原賠法の盲点を語りたい

原賠法の所管庁は文科省である。しかし、本件事故の賠償の新賠償基準を作ったのは、所管外の経済産業省なので、原告はこれを無効と断じてい

る。これを分かりやすくいうと、**A が加害者の東京電力で、B を被害者とすれば**、B の損害を A に請求するだけでよい。しかし、原発事故は起こらないとしていた政府は、文科省に原賠法を整備させておいた（**日本エネルギー法研究所が最低の「中間指針」を作っていた**）。このことだけでも、事故は防げなかったと最高裁が判示したことは、事故そのものを予見していた原賠法の存在と、整合性は取れないことが分かる。

そのうえで、事故の直接の被害者の町村と町村民を、原災法に定められていた会議に参加させないで、被害者の町村と町村民の被害量の算出と金額を決定したのが中間指針。

このことは、債務者（被告東電・被告国）らが、債権者である被害者の町村と町村民の請求権を奪い、合意形成のない金額を強制したのである。交通事故の場合は、加害者と被害者は対等で、事故の過失割合で示談している。

しかし、本件では、東電に無過失責任・無限責任が定められているので、原告は挙証する必要がない。

本件事故の悪質なことは数えきれないが、平成 23 年 3 月 11 日 16 時以降、全て、被災者と対等に対話で何かを決めたことは無く、東京で決めて押し付けてきている。

野球の試合でいえば、グラウンドから対戦相手を締め出し、被告らだけで野球の試合を行って、勝利したと嘯いて、債務負担を免れていることを意味している。

第 3 今度提出した準備書面 3 2, 3 3 について

まず、準備書面 3 2 は、被告東電の第 1 2 準備書面に対する原告の主張と
反論を述べています。（詳しくは後程、支える会のホームページに載せますのでご参照いただきたい。）

※ 原告準備書面 3 2 「被告東京電力（1 2）に反論する」について、目次を示し、口頭で簡単に解説します。

目次

第1章 まえおき.....	4
原告が用いる「策文」という造語の意味は、欺罔、奸詐の意味を含む「自分を隠し、相手に責任と被害・損害を負わせるために用いる文章」を、策文と呼ぶことにしている。..	4
第1. 被ばく被害隠しの履歴.....	7
1. プルームの流れの偽装.....	7
（1）広島原爆のプルームの広がり.....	7
（2）マーシャル諸島核実験のプルームの広がり.....	11
（3）チェルノブイリ原発事故のプルームの広がり.....	12
（4）東京電力株式会社の事故のプルームの広がり.....	13
2. 人工被ばく被害の発祥.....	14
（1）広島・長崎原爆投下.....	14
（2）ビキニ環礁核実験の被爆者たちと.....	14
（3）チェルノブイリ原発事故から学ぶこと.....	16
（4）欺罔について的一般論.....	21
（5）計量法の存在.....	22
（6）放医研のウソを使う UNSCEAR 2 0 1 3 年報告 付属書 A.....	25
第2. 本件事故後の実態.....	28
1. 債権者（被災者・国民）の権利侵害.....	28
2. 傀儡組織とは.....	29
3. 傀儡らが犯罪者という理由.....	29
4. 本件における組織的犯罪.....	33
（1）被害者側の差損の相関図.....	33
（2）サギ・詐取の構図.....	34
（3）事故当事者に対する差益ほう助組織.....	35
（4）正当な事故時の行程表.....	36
（5）約束していた文部科学省の姿図.....	37
（6）被ばくに至った菅政権の執ったロスタイム一覧.....	41
5. 傀儡組織による原告らの不当排除.....	42
第3. 被ばく被害者、そして原告ら債権者の主張.....	46
1. 勝俣社長との意見交換記録.....	46
2. 8月28日の広告に被告東電はウソがつかない.....	49
3. 武藤 栄常務 双葉町への提供資料.....	49
4. 被告東電 元第一原発所長の嗚咽.....	51
5. 被告東電による双葉町放射能汚染.....	52

6. 偽現地災害対策本部の実測値.....	54
7. ICRP の説示	56
8. 被告東電嚴重注意される	57
第4. 原告の肉体的変化.....	59
第5. 双葉町民の被ばく症状（女性 平成29年11月死亡）.....	62
第6. 規制主務省庁の反省	64
第2章 反論.....	65
第1. 被告東電の証拠について.....	66
1. 「乙二97 長崎大学原爆後障害医療研究所」の誤りについて.....	66
2. 「乙二98 人体への影響」の誤りについて.....	68
3. 「乙二99 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」の誤りについで.....	70
4. 「乙二100 放射性物質対策に関する不安の声について」の誤りについて.....	70
第2. 原告の健康被害の反論について.....	71
1. 「放射線の影響による原告の鼻血の事実が明らかであるとの原告の主張の誤り」の誤り.....	72
2. 「鼻血と被ばくとの因果関係は疫学的に明らかであるとの原告の主張の誤り」の誤り.....	72
3. 「原告の本件事故前後の健康状態の概要と評価に関する原告の主張によっても原告が主張する健康障害は裏付けられないことについて」の誤り.....	73
(1) 「定期健康診断の結果を踏まえても、そもそも本件事故後に具体的な「健康障害」が生じたことを確認することが出来ないこと」の誤り.....	73
(2) 「原告が主張する各自覚症状が本件事故に起因するものであるとは認められないこと」の誤りについて.....	74
4. 「結論」の誤り	88
第3. 被告東電は原点に戻れ.....	91
※東京電力株式会社には、決して覆せない歴史があるはずだ。	94
第3章. 原告の追加主張.....	96
1. 行政として果たさなければならないこと.....	96
結語.....	99

※ 原告準備書面 3 3 「被告東京電力（1 4）に反論する」について、目次を示し、口頭で簡単に解説します。

目次

はじめに.....	3
事故前の決まり事.....	9
災害発生後の組織的対応状況 <45 頁～75 頁>	9
1 原災法、防災基本計画等に定められた災害対応	9
(1) 総論.....	9
(2) 原災法第 10 条に基づく通報後の対応 <46→47 頁>	11
(3) 15 条事態発生時の対応	14
(4) オフサイトセンターの整備・維持	16
(5) 東京電力の態勢	18
2 事故発生後の国の対応.....	22
(1) 国の対応の概観.....	22
(2) 保安院の対応 <55 頁>	52
(3) 官邸危機管理センター（緊急参集チーム）の対応.....	55
(4) 官邸 5 階	57
(5) 安全委員会の対応.....	64
(6) 他の政府関係機関等の対応.....	66
(7) 福島第一原子力保安検査官の活動の態様	68
3. 事故発生後の福島県の対応.....	73
4 事故発生後の東京電力の対応.....	75
(1) 地震発生直後の東京電力本店及び福島第一原発の対応	75
(2) 福島原子力発電所事故対策統合本部の設置.....	78
5 事故発生後のオフサイトセンターの対応	82
(1) 地震発生直後のオフサイトセンターの状況	82
(2) オフサイトセンターにおける活動の態様.....	91
(3) オフサイトセンター（現地対策本部）の福島県庁への移転.....	92
(4) 原災本部長による現地対策本部長への権限の一部委任.....	94
6 重要な資料集	98
7 被告東電の準備書面（1 4）の評価.....	113
結 語	114

第3 古川弁護士との離別について

- ・井戸川裁判を支えてくれた古川弁護士の実績と功績は大変重いものがあります。
- ・些細なことでしたが、個別具体的に主張している原告の陳述書の扱いに齟齬が発生していたため。
- ・話し合いの場で改善を申し込んだが、これ以上はできないと言われたので、委任契約を解消しました。
- ・井戸川裁判がこれまでやってこられたのは、古川弁護士のご尽力のもの感謝している。したがって、決して喧嘩別れではないことをご理解していただきたい。

これからの方向

- ・当面、代理人を置かずに本人の信念を基に直接法廷に立ち、被告にも、事故の責任者が直接法廷に立てと言いたい。
- ・裁判の素人、原告井戸川が、前例を踏襲した裁判方式にとらわれず、法に定められた自由な思いを述べたいと考えています。
- ・固定観念化された裁判方式に、新風を吹かせればと考えています。

お願い

井戸川裁判を支える会員の皆様へ更なるお願い申し上げます。

井戸川が原告として裁判に打って出たのは、個人の利益追求ではありません。事故前の約束を顧みず、被告らが法を破り、餓鬼のごとく優越的地位を悪用して、被災者・国民に苦役を押し付けている姿が許せないので、一人立ち上がりました。

事故前の信頼と、事故は絶対起こさないという紳士協定を堂々と破り、被告東電は、ウソで巨大資本を流用し、行政・政治を動かし、事故の責任を「自助」というマジックで国民に転嫁し、更に、原子力利権組織を温存させようとしていることを赦せないからです。

このため、一人全力で戦いますので、会員の皆様には、今後ともご支援・ご声援をお願い申し上げます。

終わり

井戸川裁判（福島被ばく訴訟）

第27回口頭弁論報告集会用

井戸川 克隆

発行 井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会

〒347-0055 埼玉県加須市中央2-7-6（東電原発事故研究所内）

Web：<http://idogawasupport.sub.jp/>

mail：idogawasasaerukai@yahoo.co.jp

事務局：080-4865-3159（稲垣）

口座番号：00110-6-361267

口座名義：井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会

発行日：2024年1月17日